

浜松市指定番号 2217210208

就労継続支援 A 型事業所
ワークワーク利用契約書

重要事項説明及び、個人情報同意も説明の上、契約書の締結を行います。

重要事項説明書

当事業所では、利用者に対して指定障害福祉サービス（就労継続支援A型事業）を提供します。

当サービスの利用は、原則として介護給付または訓練等給付の支給決定を受けた方が対象となります。

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを説明するものです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	株式会社 ユーモア
所 在 地	静岡県浜松市中央区小豆餅4丁目1番18号
電 話 番 号	053-523-6056
代表者氏名	代表取締役 尾平 幸宏
法人の設立年月	平成 23 年 4 月 26 日

2. 利用事業所

事業所の種類	平成 23 年 7 月 1 日指定
事業所の名称と目的	障害福祉サービス事業 ワークワーク
	就労継続支援A型事業
主たる対象者	制限なし（応相談）
事業所の所在地と連絡先	[ワークワーク]
	静岡県浜松市中央区上島4丁目28番1号 053-412-6030
管 理 者	鈴木 陽介
サービス管理責任者	鈴木 陽介
事業所の運営方針	別紙
事業所の開設年月日	平成 23 年 7 月 1 日
定 員	20 人

3. サービスに係る設備等の概要

(1) 事業所設備の概要

事業所設備の種類	【就労継続支援A型事業】	備 考
訓練・作業室	106.5 m ²	
相談室	18.0 m ²	
洗面所	○	
便 所	9.3 m ²	
消火その他災害対応	火災報知機・消火器等	
多目的室	162.6 m ²	

* 当事業所では、上記の設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、指定障害福祉サービス（就労継続支援A型事業）のサービス提供に設置が義務づけられている設備です。

(2) 利用にあたって別途利用料金をご負担いただく設備

なし

(3) ご希望により、お弁当の注文ができます。

その際に発生した料金を1ヶ月ごとの計算し、翌月給与より差引いたします。

お弁当料金（1食）	280円～
-----------	-------

4. 従事者の配置状況

従業者の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。当事業所では、利用者に対して指定障害福祉サービスを提供する者として、下記の職種の従業者を配置しています。

<主な従業者の配置状況>

【ワークワーク（就労継続支援A型事業）】

職 種	常勤換算 ^(※)	常 勤	非常勤	指定基準
1. 管理者	1名	1名		
2. サービス管理責任者	1名	1名		
3. 職業指導員	7.5名	7名	1名	
4. 生活支援員	2名	2名		
5. 賃金向上達成指導員	1名	1名		

5. <サービスの概要>

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただくものです。

なお、「個別支援計画」の写しは、利用者に交付いたします。

● 生産活動の実施、就労を目的とした訓練・指導等

【就労継続支援A型】:

当事業所内等で、原則として雇用の契約に基づき就労の機会を提供するとともに、就労移行に向けた支援を行います。生産活動等の内容は以下のとおりです。

- ・リサイクルショップ 商品の清掃・梱包
- ・自動車部品の検品加工
- ・CD・DVD の研磨・梱包作業
- ・その他 請負作業
- ・ファミコンセットの清掃・梱包作業
- ・プリント加工
- ・トレーディングカードの仕分け・梱包作業
- ・リサイクル商品のインターネット販売

※ 別途雇用契約を締結。その他、関係法規は遵守します。

6. 利用者が就労継続支援A型サービスを利用されなかった場合の対応について
通所により当事業所を利用されている利用者が、何らかの事情によりサービスの利用を取り消された場合等の対応は以下のとおりです。
サービス利用されなかった場合には、利用者及び家族の同意のもと、ご自宅等への訪問や電話等による相談・支援を行います。

①家庭等への訪問による相談・支援

常時サービスを利用されている利用者が、心身の状況の変化等により5日以上連続して利用されなかった場合、利用者の同意の下、その方のご自宅を訪問して、引き続きサービスをご利用いただくための支援や個別支援計画の見直し等を行います。

②電話等による相談・支援

急遽サービス利用を取り消された場合等、ご自宅等にお電話し、安否確認を含め必要な相談・支援を行います。

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条第6項参照）
事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）
* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。
- (1) 個別支援計画
 - (2) サービス提供の具体的な内容
 - (3) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
 - (4) やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など
 - (5) 利用者からの苦情の内容

(6) 事故の状況及び事故に際しての対応

◆ 保存期間は、サービス提供開始日から5年間です

8. 苦情の受付について（契約書第14条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 氏名 渥美 益美

[職名] 法人統括管理責任者

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 10:00～15:00

○苦情解決責任者 氏名 尾平 幸宏

[職名] 代表取締役

○第三者委員 氏名 鈴木 隆史 （代表取締役）

[所属] 株式会社ハーモニー

連絡先 053-478-7032

氏名 長谷川 行信 （法人統括課長）

[所属] あくしす(地域生活支援の家 あつとほーむ内)

連絡先 053-474-8834

○静岡県社会福祉協議会 運営適正化委員会 連絡先 054-653-0840

9. 秘密保持について

(1) 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 事業者は、予め文書により利用者及びその家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、同意書に示されている条件の下で情報提供をする事ができます。

10. 個人情報の開示について

事業者がサービス提供を行う上で必要な利用者およびその家族に関する個人情報を行政機関や医療機関が事業者に対して開示することを利用者は承諾するものとします。

個人情報利用同意書

＜個人情報保護の趣旨＞

当社が保有する利用者及びそのご家族に関する個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

＜個人情報利用範囲＞

利用者及びそのご家族の個人情報利用については、解決すべき問題や課題など、情報を共有する必要がある場合、および以下の場合に用いらさせていただきます。

- 適切なサービスを円滑に行うために、連携が必要な場合の情報共有のため
- サービス提供に掛かる請求業務などの事務手続き
- サービス利用にかかわる管理運営のため
- 緊急時の医師・関係機関への連絡のため
- ご家族及び後見人様などへの報告のため
- 当社サービスの、維持・改善にかかる資料のため
- 当社の職員研修などにおける資料のため
- 法令上義務付けられている、関係機関からの依頼があった場合
- 損害賠償責任などにかかる公的機関への情報提供が必要な場合
- 特定の目的のために同意を得たものについては、その利用目的の範囲内で利用する

＜肖像権について＞

当社の、ホームページ・パンフレット・社内研修・掲示物・広報誌などにおいて、ご利用者様の映像・写真を使用させていただきたい場合がございます。使用につきまして以下に○をご記入下さい。

同意する

同意しない

契約書

利用者様（以下「利用者」という。）と株式会社 ユーモア（以下「事業者」という。）は、利用者が ワークワーク（以下「事業所」という。）の提供する指定障害福祉サービス等を受け、それに対する利用料金を事業者に支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

【第1条】（目的）

本契約は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の理念に則り、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

【第2条】（期間）

本契約の契約期間は、本支給決定期間とする。

（令和 年 月 日～令和 年 月 日）

但し、期間の満了する1ヶ月前までに双方別段の意思表示の無い場合は、自動的に本契約を更新するものとする。

※ 暫定支給時の場合の契約は次の条項を追加。

2 本契約における（就労継続支援A型事業）の契約期間は、暫定支給決定期間とします。

なお、暫定支給決定期間終了後の本支給決定時には、再度、本支給決定期間に合わせて契約を結ぶものとし、本支給決定がなされない場合には、第10条6号により、新たな契約は締結いたしません。

【第3条】（個別支援計画）

事業者においては、利用者の状況等ならびに課題と意向を常に把握するとともに目標を設定し、利用者への面接とサービス担当者会議を経て、サービス管理責任者が利用者の個別支援計画を作成します。

この個別支援計画については、事業者が利用者にもその内容を説明し、文書による同意を得た上で作成するもので、その写しを利用者に交付いたします。

なお、利用者はいつでも個別支援計画についての説明を求め、意見を述べることができます。

【第4条】（サービス内容）

事業者は、前条に定める個別支援計画に基づいて、利用者にもサービスを提供します。

【第5条】（利用料）

- 1 利用者は、前条に定めるサービスに対して、サービス利用料を支払うことはありません。
- 2 希望で注文した、お弁当料金は1ヶ月ごと集計し、翌月の給与より差引します。

【第6条】（就労と賃金の支払）

事業所は、雇用契約書に基づいた賃金を、就労に従事された利用者に支払います

【第7条】（事業者の基本的義務）

1（自立等の支援）事業者は、利用者に対し、利用者の自立と社会経済活動への参加促進の観点からできる限り良い環境の中で、必要なサービスを適切に行います。

2（利用者の意思等の尊重）事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、障害福祉サービスを提供します。

【第8条】（事業者の具体的義務）

1（安全配慮義務）事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するとともに、非常災害対策ならびに衛生管理等に必要な措置を講じます。

2（説明義務）事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。

3（秘密保持等）事業者及び従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者やその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。また、秘密を漏らすことが無いよう、必要な措置を講じます。

4（身体拘束の禁止）事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

5（苦情対応）事業者は、第14条に基づく苦情の受付・解決に際し、その内容を記録します。また、苦情に対して市町村等が行う調査等に協力し、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行います。

6（記録整備保存義務）事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供開始日から5年間保存します。利用者は自分の記録を見ることができ、実費を負担してコピーすることもできます。

7（虐待防止のための措置）事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うと共に、サービス従事者に対し研修を実施するなどの措置を講ずるものとします。

虐待防止に関する責任者	尾平 幸宏
-------------	-------

【第9条】（事故と損害賠償）

1 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、市町村及び利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

【第10条】(契約の終了事由)

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 1 利用者が死亡した場合
- 2 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- 3 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 4 事業所が事業者の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 5 第11条から第13条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 6 第2条の契約期間が満了した場合（但し満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）

【第11条】(利用者からの中途解約等)

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の1ヶ月前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 利用者が、第1項の通知を行わずに事業所から退去した場合には、事業者が利用者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

【第12条】(利用者からの契約解除)

利用者は、事業者もしくは従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- 1 事業者もしくは従事者が正当な理由なく本契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合
- 2 事業者もしくは従事者が第8条第1項から第4項に定める義務に違反した場合
- 3 事業者もしくは従事者が故意又は過失により利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 4 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

【第13条】(事業者からの契約解除)

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 利用者に支払能力があるにもかかわらず第5条に定めるお弁当料金の支払が6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
- 2 利用者が、他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- 3 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又は従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- 4 利用者が連続して3か月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は、現に連続して3か月を超えて入院した場合

【第14条】（苦情解決）

1 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。

2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

【第15条】（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の関係諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

重要事項説明及び個人情報の内容についても同意の上、利用者及び事業所との契約を証するため、本書2通を作成し、双方が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

事業所所在地 静岡県浜松市中央区上島4丁目28番1号

事業所名称 ワークワーク

代表者氏名 代表取締役 尾平 幸宏 印

説明担当者 管理者 鈴木 陽介 印

令和 年 月 日（契約締結日）

（利用者）

住所

氏名

印

（代理人）

住所

氏名

印

利用者との続柄（ ）